



第5期長沼町総合振興計画

は じ め に

第1節 計画策定の趣旨

長沼町総合振興計画の経過は、昭和40年代後半から「長沼町総合振興計画」「長沼町総合発展計画」「第3期長沼町総合振興計画」を策定し、2001年度（平成13年度）からの10年間の「第4期長沼町総合振興計画」では、重点プランとして「交流推進プラン」「自然共生プラン」「高度情報化推進プラン」を定め、「緑豊かな田園文化都市」を目指してきました。

これまで、基幹産業の農業を発展の基礎におき札幌圏に隣接する立地条件を活かして、豊かな自然の中で快適に生活できる環境整備のほか、グリーン・ツーリズム等による都市との交流、新エネルギーの活用や良好な景観を維持する取り組み等の自然との共生、まおいネットの構築等高度情報化の推進に努め、それぞれの分野において着実な発展が図られてきました。

一方、この間の社会経済情勢は、少子高齢化が急速に進行するほか、三位一体の改革をはじめ、これまで省庁や自治体が拠り所としていた様々な仕組みや制度の変革など、新たな社会を創造するための試行錯誤が展開されるという変革期を迎えています。地方分権の進展と相まって、中長期的な視野に立った計画的かつ安定的な行財政運営が求められています。

このような時代・環境の変化や町民ニーズに的確に対応し、新たな発展を遂げるため、まちづくりの指針となる計画を策定するものです。

第2節 計画の役割

総合振興計画は地方自治法第2条第4項に基づき、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定するもので、長沼町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

総合振興計画は、次のような役割を持っています。

- ・長沼町のまちづくりの中核となる計画
- ・町民に対する町の運営指針の提示
- ・国や道などに対する町が目指す方向性の提示

第3節 計画の構成・期間

総合振興計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

また、基本計画を実現するための具体的な手段として、実施計画を策定します。

それぞれの性格と目標年次及び期間は、次のとおりとします。

○基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的理念と町の将来像を示すとともに、それを実現するために必要な施策の大綱を明示したものです。

平成 23 年度（2011 年度）を初年度として、平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とする 10 か年計画とします。

○基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に従い施策の目的や方針を明示したものです。

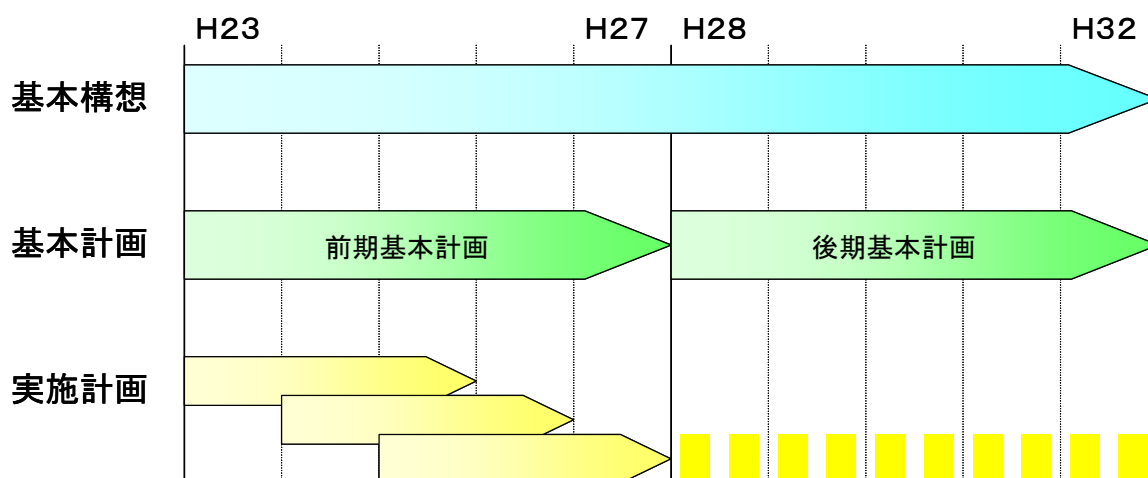
今回の計画では、基本構想の 10 か年のうち、前期基本計画として、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）を目標年次とする 5 か年計画とします。

後期基本計画は、今後の諸情勢の変化や前期基本計画における施策の進捗状況などを総合的に分析・確認し策定することとします。

○実施計画

基本計画に示された施策の目的を達成するために必要な主要事業の具体的な内容を明らかにするものです。

計画期間は 3 か年とし、毎年度、検証と見直しを行います。



第1節 長沼町を取り巻く社会的状況

まちづくりを進めるうえでは、影響を受ける可能性が高い社会的環境の状況を把握する必要があります。主なものを次に掲げます。

○人口の減少・少子高齢社会への移行

近年は若干増加した年もありましたが、平成16年をピークとして日本の人口は減少に転じました。出生率の低下による子供の数が減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加し、人口の構成上で少子高齢化が急速に進行しています。

この流れは、高齢者の増加による医療・福祉等に関する費用の増加や生産年齢人口の減少にともなう税収減など、自治体の財政面に大きな影響を及ぼします。このような動向を踏まえた、計画的な行政運営が求められています。

○地方分権の推進

財政基盤の強化と効率化を目指すため、平成の大合併により全国的に多くの合併自治体が誕生しました。

また、平成21年度に誕生した政権のもとでは、新たに「地域主権」という表現がなされているとおり、さらに地方に権限を譲渡しようと検討が進められています。

今後、国から地方への権限委譲が進み、自治体には政策面、財政面でさらなる厳しい行政運営が求められることが予想されます。これまで以上に自立の意識を高めていく姿勢が必要になります。

○安全・安心志向の高まり

大雨に伴う水害や地震など自然災害のほか、子どもや高齢者などを狙った犯罪、情報の高度化に伴い発生するインターネットなどに絡む犯罪の増加などにより、安全・安心志向が、これまでになく高まっています。

誰もが安心して暮らせるまちづくりに、行政と地域住民が一体となって取り組んでいくことが求められています。

○環境志向の高まり

地球温暖化などの環境問題が深刻化するなかで、限りある資源の循環による、環境に負荷が少ない社会構造や生活スタイルの変化が求められています。

これからも経済と環境の両立を考えながら、行政、地域住民、企業などがそれぞれ身近な問題として取り組んでいく必要があります。

○高度情報化の進展

情報通信分野における技術革新はめざましく、ユビキタスネット社会（いつでも、どこでも、何でも、誰でもコンピュータネットワークでつながる高度情報化社会）の到来が現実のものとなりつつあり、私たちの生活スタイルも大きく変化しています。

一方で、個人間の情報格差の拡大、個人情報の漏洩及びネット犯罪の増加など、新たな問題への対応が求められています。

○地域活動の活発化・多様化

地域住民による種々の活動が全国各地で行われている一方で、自治体の財政状況は厳しさを増し、行政には以前のようにまちづくりのすべてを手掛けていく余裕がなくなってきました。

これからは、地域住民と行政が連携・協働し、魅力あるまちづくりを行っていく体制の整備が求められています。

第2節 国・北海道の計画の状況

国は、「国土形成計画（全国計画）」において、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを掲げています。

北海道は「新・北海道総合計画―北の未来を拓くビジョンと戦略―」において、「世界に躍進する産業」「ゆとりと安心のある暮らし」「個性と活力に満ちた地域」を目指す姿としています。

第3節 長沼町の現況と主要課題

1) 長沼町の現況

(1) 位置と自然

本町は北海道の中央、石狩平野の南東部に位置し、空知地方南部、南空知圏域に属します。道都札幌市からは南東へ32kmの位置にあり、東は馬追丘陵をはさんで由仁町と、北東と北西は夕張川を境に栗山町、岩見沢市と、そして旧夕張川を境に南幌町に接し、南から西にかけては千歳川などを境に千歳市、恵庭市、北広島市と接しています。

本町の総面積は168.36km²で、東西15.5km、南北21.1kmの広がりを持ち、約2割は東側を南北に連なる馬追丘陵（標高100～280m）の緩傾斜地、約8割は石狩低地帯（標高7～15m）となります。

気象は西部北海道気候区に属し、太平洋と日本海の影響を受けます。一年を通じてお

だやかな気候ですが、春から夏にかけては太平洋から吹く冷たい偏東風の影響を受け、冬は日本海から西・北西の強い季節風が吹き、にわかには多量の降雪をみることがあります。平成21年の気象状況をみると、年間を通じた平均気温は7.5℃（最高30.9℃、最低-20.1℃）、年間降雨量は881mmとなっています。

（2）歴史

本町の開拓は、北海道庁が開設された1886年（明治19年）の翌年1887年（明治20年）、岩手県人吉川鉄之助と渡辺伝二が馬追原野の夕張川河畔（現北長沼地区）に入り、移住開墾したことに始まります。地名の「長沼」は、開拓当時あった「タンネトー」（アイヌ語で「細長き沼」の意味）にちなんでいます。北長沼は1890年（明治23年）頃には集落が形成されました。同時期に舞鶴への入地も行われました。

三方を川で囲まれた低地帯であることから度重なる水害に苦しめられ、冷害に襲われながらの開拓でしたが、先人は辛苦に耐え努力と英知を結集し着実な発展を成し遂げました。

その後1892年（明治25年）に長沼村が開村、1896年（明治29年）馬追運河開通、1952年（昭和27年）町制施行となり、1987年（昭和62年）に開基100年、2007年（平成19年）には開基120年を迎えました。

基幹産業の農業と都市圏に隣接する立地条件を活かしながら、田園文化都市をめざしてまちづくりを進めています。

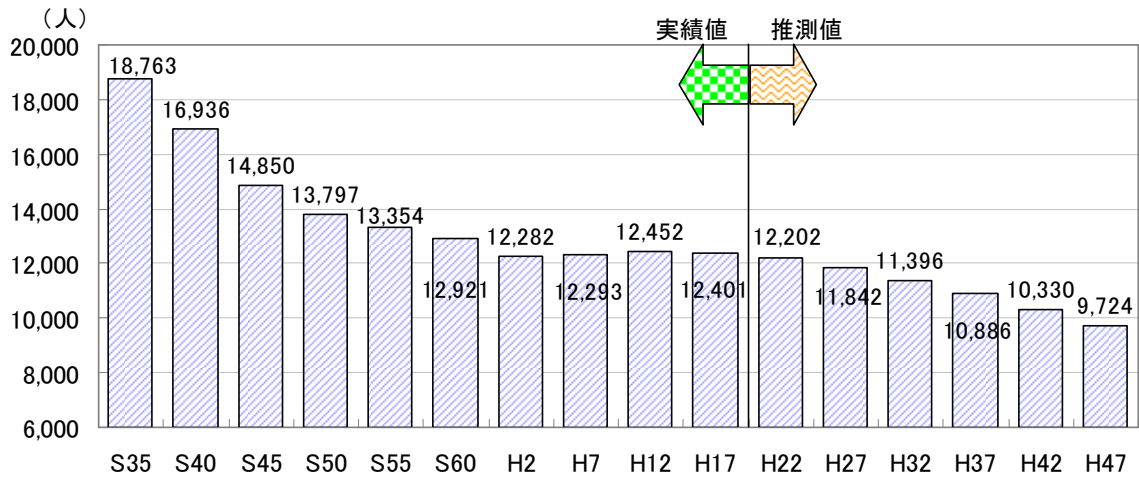
（3）人口

人口は2009年（平成21年）末の住民基本台帳で12,113人となり、近年は若干の減少傾向です。世帯数は4,955世帯で、近年は増加傾向を示しています。

本町の人口は、1960年（昭和35年）の18,763人をピークとして減少を続け、1990年（平成2年）からは微増に転じたものの、国立社会保障・人口問題研究所の推計では今後は減少傾向となり、2020年（平成32年）の人口は11,396人とされています。

○長沼町の総人口の推移

(国勢調査、H22以降は国立社会保障・人口問題研究所による推測値)

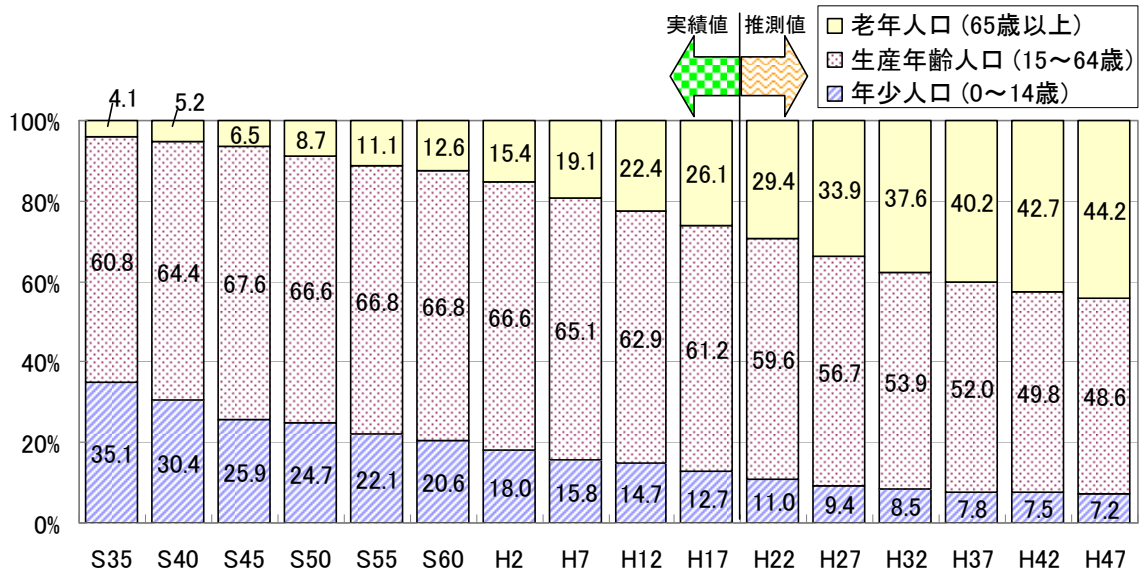


年齢別人口構成を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）ともに減少傾向を示しているのに対して、老年人口（65歳以上）の比率は上昇を続けており、2005年（平成17年）には26.1%となっています。2020年（平成32年）には37.6%と人口の3分の1以上を占めることが予測されています。

また、年少人口と老年人口を合計した割合は、2020年（平成32年）には人口の半分近くを占めることになり、生産年齢人口の負担がますます増加することが予測されています。

○長沼町の人口構成の推移

(国勢調査、H22以降は国立社会保障・人口問題研究所による推測値)



(4) 生活

交通は自動車交通が中心で、国道 274 号と 337 号が本町で交差しています。国道 337 号は地域高規格道路に指定された道央圏連絡道路に位置づけられ、今後整備が進められる予定です。

町道整備については計画的整備に努めており、舗装率は 1998 年度（平成 10 年度）末の 43.6%から、2009 年度（平成 21 年度）末には 15.5 ポイント増加し 59.1%となりましたが、まだ低い状況にあります。

除雪については、除雪体制の整備を進めるとともに、市街地では融雪溝の整備がされています。

上水道は「長幌上水道企業団」（長沼町、南幌町）で事業運営し、有収率の高水準維持に努めています。普及率は平成 20 年度末現在で 95.9%となっています。また、普及率の向上と水需要の増加に対応するため、石狩東部広域水道用水供給事業に参画しています。

公共下水道は 1989 年度（平成元年度）に一部供用開始となり、以降処理区域を拡大しています。特定環境保全公共下水道も 2007 年度（平成 19 年度）に供用を開始しています。農業集落排水事業により、北長沼地域は 1996 年度（平成 8 年度）に、南長沼地域及び舞鶴地域は 2002 年度（平成 14 年度）に汚水処理施設の供用を開始しています。

公営住宅は 12 団地あります。一部では老朽化が進んでいます。

保健・医療・福祉については、「長沼町総合保健福祉センター」（愛称“りふれ”）を拠点に、乳幼児から高齢者まで全町民の健康づくり・健康管理・病気予防と、老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく高齢者の保健福祉サービスを進めています。医療は町立長沼病院が中心となって行われ、町内の医療機関と連携をとり診療内容の改善・高度化に努めています。

ごみ処理については「南空知公衆衛生組合」（長沼町、南幌町、由仁町）で分別収集と処理を行っています。また、「南空知公衆衛生組合」と連携しコンポスト生産を行うなど、資源の再利用に努めています。

し尿処理は「道央地区環境衛生組合」（北広島市、長沼町、南幌町、由仁町）で行っています。

消防・救急は「南空知消防組合」（長沼町、栗山町、南幌町、由仁町）で対応しています。

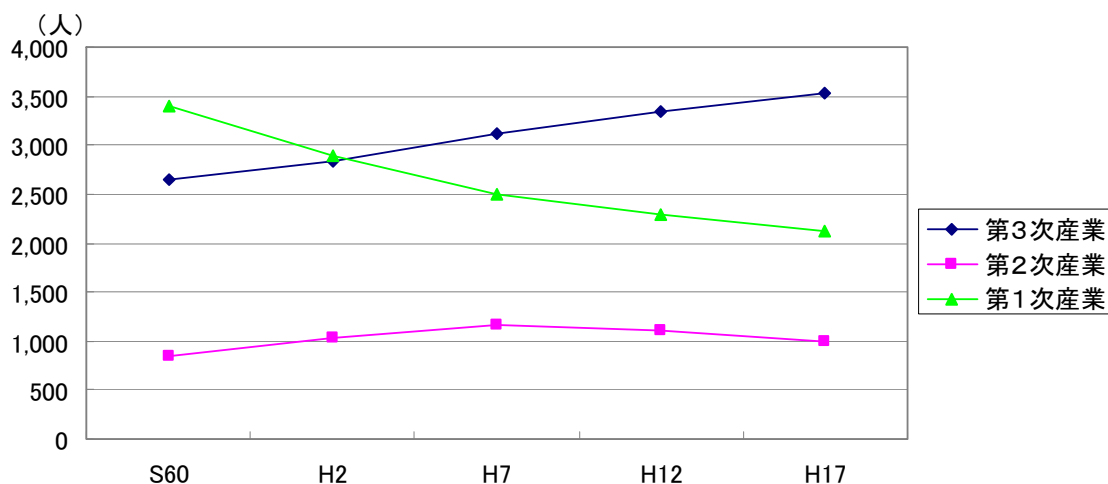
(5) 産業

本町の産業従事者数は、近年第 1 次・第 2 次産業従事者が減少し、第 3 次産業従事者が増加しています。

減少しているとはいえ、第 1 次産業従事者の割合が依然として高く、また空知総合振興局管内でも第 1 次産業従事者の割合が比較的高い状況にあります。

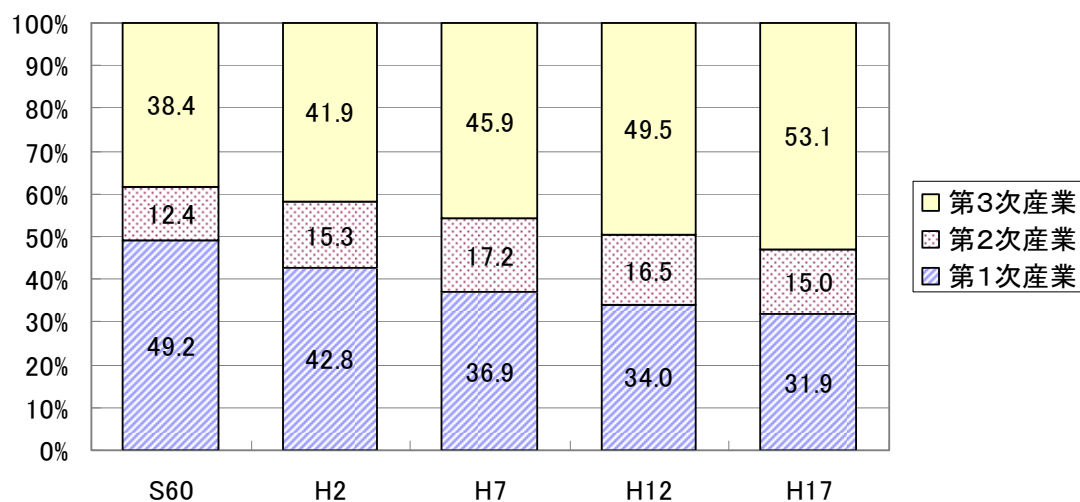
○長沼町の産業就業者数の推移

(国勢調査)



○長沼町の産業就業者割合

(国勢調査)



農業は、本町の基幹産業として地域振興を支えてきました。これまで農業農村整備事業等による生産基盤と各種事業による機械、施設などの整備を積極的に実施し、稲作経営を中心とした土地利用型農業を進めてきました。近年は良食味品種の普及と栽培技術の高位平準化に向けた「長沼町クリーンライス生産協議会」を中心とした取り組みが行われ、カンントリーエレベータ「米の館」との相乗効果もあり評価が高くなっています。

水田では現在約67%が水稲以外の作物を栽培しており、小麦、大豆、小豆、飼料作物、てん菜、たまねぎ、長ネギ、グリーンアスパラ、施設トマト、花き等が作付けされ、今日では水稲と並んで農業所得の基幹となっています。

畑作、果樹、酪農畜産等は主に馬追丘陵の緩傾斜地で営まれており、一部の農家では果樹、露地型野菜等のオーナー制や収穫農園、農家レストラン、農産物直売所など都市との交流に係る展開が行われています。特に、農産物直売所については町内各地区に整備され多くの人々に新鮮な野菜類を提供しています。

平成 16 年度から、構造改革特区の認定を活かしたグリーン・ツーリズム事業を実施しています。本州からの修学旅行生を中心に、徐々に受け入れの実績を伸ばしており、平成 20 年度には民泊・農業体験合わせて 5,301 名を受け入れております。受け入れ農家数についても徐々に増加し、平成 20 年度では 203 戸の農家が参加しています。

一方、本町には地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部（兼中央農業試験場）、北海道病害虫防除所など官民 9 つの試験研究施設等があり、農業を基幹産業とする町の象徴となっています。

工業については、1973 年（昭和 48 年）に北海道第 1 号として農村地域工業導入促進法の適用を受けた中央長沼工業団地に 15 社が立地し、本町の製造品出荷額等の大半を担っています。

商業については、日常的な買物の商圈（二次商圈）を形成していますが、道路網整備やマイカー普及などから購買力が分散広域化しています。「夕やけ市」など地域性豊かなイベントの開催、発展計画の作成、街並み整備、融雪溝整備などの取り組みを進めていますが、本町の商業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

観光レクリエーションについては、中核施設として「ながぬまコミュニティ公園」を中心に整備を進め、多くの人々の憩いの場として利用されています。

また、各地区にパークゴルフ場が整備され、農産物直売所と併設になっていることから、軽スポーツと農産物購入の双方のニーズを満たす条件が揃い、数多くの入り込みがあります。中でも道の駅「マオイの丘公園」は札幌近郊からの来訪者も多く、多数の利用者で賑わっています。

2) 長沼町の主要課題

(1) 安全、安心、快適な生活環境整備による定住促進

本町は、千歳川、夕張川、旧夕張川に囲まれた低地帯のため、長雨や集中豪雨によって幾たびも大きな被害を受けてきました。水害から町民の生命、財産と土地を守ることは、本町のまちづくりにおいて最も基礎となります。そのことを踏まえ、遊水地の整備をはじめとした千歳川の抜本的な治水対策の推進と、中小河川の改修、内水排除施設の増強などが必要です。

また、総面積の 8 割近くを占め本町経済を支える農業地域の優良農地の保全と利便性・快適性の高い都市地域整備との調和ある土地利用、自然と共生する生活を実現する

土地利用など、地域性を活かした土地の有効利用を図るとともに、緑が輝く美しい田園景観の形成と環境衛生対策、水の安定供給と需要に対応できる上水道、文化的な生活のバロメーターとなる下水道事業の推進、快適な住宅の整備を図ることが必要です。

さらに、地域高規格道路（道央圏連絡道路）、国道、道道の整備促進と町道の整備、除排雪体制の充実、交通安全施設の整備促進等、円滑で利便性、安全性の高い道路ネットワークの形成や、まちづくりを支え世界に発信する高度情報化の推進が必要です。

（２）環境、景観の保全

地球温暖化や異常気象など、地球規模で環境への悪影響が懸念されていることから、世界規模での環境保全が進められています。また、CO₂の排出を削減し、大切な資源を未来に引き継ぐために省資源・省エネルギー、リサイクル、自然エネルギーの活用などの取り組みも盛んになっています。

本町はこれまで、緑豊かな田園文化都市を目指してまちづくりを進めてきましたが、今後も「緑」を大切に地球環境保全に貢献するとともに、「緑」を中心とした長沼町らしい美しい景観を保全していくまちづくりを進めることが必要です。

（３）ぬくもりといたわりのある健康長寿のまちづくり

健康はまちづくりの源となります。町民一人ひとりがセルフケア意識を高め、健康で希望に満ちて生活できるよう、健康づくり・健康管理、病気の早期発見・早期治療、機能回復などの保健活動を強化することが必要です。

医療の進歩、食生活の改善等により平均寿命が延びています。住み慣れた地域で安全に安心して老後をおくることは誰もの願いです。町民がそれぞれのライフステージで健康に、生きがいをもって意欲的に生きていけるよう、また、地域社会の助け合いがあり、ぬくもりといたわりの心があふれる町になるよう、保健・医療・福祉活動を充実強化していくことが必要です。

（４）基幹産業の振興と地域産業間のつながりの創出

本町経済は、稲作を中心とした農業の発展と経営安定化が基盤となることから、農業者、生産者団体、行政機関・団体等が連携し、環境との調和をとり、消費者ニーズに対応できる安全で高品質な農畜産物の生産を振興することが必要です。

また、地域の農畜産物等地域資源を活用した加工製造業など農業の6次産業化の推進、地産地消と町の顔づくりによる商業の振興促進、豊かな自然と農業・農村を生かした観光レクリエーションの振興促進を図ることが必要です。

さらに、町内にある官民の試験研究機関、地域特性を生かした試験研究機関や企業等の誘致を進め、本町の個性の発揮と新しい雇用の場の開発を進めることが必要です。

(5) 生涯学習の推進

本町は次代を担う人材を育成するため学校教育の充実と青少年の健全育成に努めるとともに、情報や機会の提供により、全町民の生涯学習の向上に努めてきました。

健康な心身は保健・医療・福祉活動と生涯学習の推進により達成されます。今後とも保健・医療・福祉活動とともに生涯学習を進め、魅力的でたくましい町民を育むことが必要です。

(6) 地方分権に対応した行政活動

これまでは「地方分権」と言われていましたが、現在は新たに「地域主権」という表現もされているとおり、地方により権限を譲渡しようと検討が進められています。本町における自治の確立が、ますます必要となっています。

本町では長沼町行政改革審議会の最終答申に基づき、計画的・効率的行財政活動の推進に努めていますが、今後は財政のさらなる健全化に向けて、一層計画的・効率的行政活動を進めることが必要です。

また、民間主導の社会資本を活用した公共サービスの提供方式を検討するなど、経営を意識した行政活動の推進が求められています。

そして、自治の確立を目指すためには、積極的な町民意向の反映に努め、さらなる町政への参加意識の高揚を図ることが必要です。